

嬉野市地域公共交通計画策定事前調査業務委託仕様書

本仕様書は、嬉野市地域公共交通計画策定事前調査業務委託の業務内容について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

嬉野市地域公共交通計画策定事前調査業務

2. 業務の目的

嬉野市では、自家用自動車への依存の高まりや人口減少、地域経済の低迷により公共交通の利用者が減少し、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している。一方で、観光都市・嬉野にとって悲願である九州新幹線西九州ルート of 暫定開業が、令和4年度と目前に控えており、駅から温泉街や、市内に点在する観光地までの二次交通網の整備も検討しなければならない。

このことから、利便性の高い公共交通の維持・確保と、市の財政の健全性の両面に配慮した、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークを実現することが喫緊の課題となっている。

そのような背景のもと、本業務は、地域の実情や住民ニーズ、観光ニーズに即した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通とまちづくり施策との一体化を配慮し、市の現状と今後の課題を詳細に整理することで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下、「法」という。）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）の策定に向けた事前調査を行うことを目的とする。また、策定の支援に当たっては、法で規定されている本計画に定める事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針で規定されている本計画の作成に関する基本的な事項等を対応するように留意する。

なお、契約期間において法の改正が行われた場合は、改正後の法に対応した本計画の策定を支援する。

3. 業務対象区域

嬉野市内全域

4. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (5) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）

5. 業務内容

(1) 概況整理

① 関連計画等の整理

本計画を策定する上で反映すべき関連計画（第2次嬉野市総合計画、嬉野市都市計画マスタープラン、嬉野市バス交通計画、嬉野市立地適正化計画、嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会提言書等）の内容を整理する。

② 基礎データの整理、予測

本計画を策定するための基礎データとして活用するために、国勢調査等の各種統計調査などを活用しながら、人口・世帯の状況、行政・文化・観光・福祉等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況等を整理する。

(2) 現状分析・課題の整理

① 公共交通の現状整理

・市内を運行しているバス・タクシー・乗合タクシー・福祉バス等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理する。

・バス路線については、市から市域外へ運行している路線についても整理する。

・バス停上屋の設置状況や老朽化の状況、バス車両のバリアフリー化の状況等を整理する。

・スクールバスや福祉輸送、病院・旅館等の多様な送迎サービスの運用状況について調査・整理する。

② 移動の実態や公共交通の利用実態の整理

市民の移動の状況や公共交通の利用実態、ニーズ及び既存サービスに対する利用者の評価を把握するための調査を実施する。

③ バス停ごとの利用実態の整理

バス停の維持更新及び環境向上を検討するため、バス停ごとの乗降者数の調査を実施する。

④ 交通事業者の意向等の整理

市民と一番近い距離で接し、公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内で運行する公共交通事業者に対して、ヒアリング調査を実施し、課題や留意すべき事項を整理する。

⑤ 新幹線開通に関する予測について

令和4年度に暫定開業予定の九州新幹線西九州ルート嬉野温泉（仮称）駅における乗降者数や潜在的需要を、分析・予測する。

⑥ 公共交通に関する課題の整理

上記までの現状整理の内容を受け、市の公共交通に関する課題を以下の視点により分析し、整理する。

ア 人口減少に対応した公共交通網の維持確保

イ 新幹線駅、商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活かした新たな公共交通網の整備

ウ 交通弱者対策

エ 周辺地域との連携

オ 新たな利用促進策

カ 新たなテクノロジーの活用

キ 最適な運行形態

ク その他の視点

(3) 会議の運営支援

① 嬉野市地域公共交通活性化協議会の運営支援

- ・本計画の策定に向けて開催される「嬉野市地域公共交通活性化協議会」について、会議用資料の作成、議事録の作成などの運営支援を行う。
- ・会場の確保に係る費用、委員報酬、会議用資料印刷費用等は市が負担する。

6. 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

7. 委託料の支払い

業務完了後、速やかに支払う

8. 成果品

- (1) 各種調査集計・分析結果及びその関係資料一式 : 50部
- (2) 嬉野市地域公共交通活性化協議会議事録 : 1部
- (3) 電子媒体 (CD-R) ※ (1) (2) をワード又はエクセル等で作成したもの

9. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て市に帰属するものであり、市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

10. その他

- (1) 受託者は、業務実施責任者を選任すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、感染症対策に十分に配慮して業務を遂行すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 担当部署

嬉野市総合戦略推進部新幹線・まちづくり課 (担当: 江頭)

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

Tel : 0954-27-7020 Fax : 0954-27-7077

電子メールアドレス : machizukuri@city.ureshino.lg.jp